

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年六月十五日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十八日

兵庫県豊岡市日高町日置二九番地

医療法人社団医徳会北村内科

清算人 野田 昌男

解散公告(第二回)

当法人は、社員の欠亡により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十八日

横浜市区北幸一丁目五番一〇号東京建物横浜ビル地下一階

医療法人社団サクラ

清算人 本木 潤

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十八日

新潟県新発田市五十公野七〇九六番地

医療法人社団小林歯科医院

清算人 小林 匡

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年四月三十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十八日

富山県高岡市本保一八〇番地

本正寺

清算人 古瀬季理子

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年四月十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十八日

福岡県大牟田市大字吉野一五五一番地四一

東原団地管理組合法人

清算人 藤木 秀俊

解散公告(第三回)

当法人は、目的たる業務の成功の不能により令和八年三月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十八日

北海道網走市南二条西一丁目七番地二

医療法人社団中山医院

清算人 中山さやか

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年七月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十八日

山形県東根市大字羽入二八二一番地

医療法人渡辺医院

清算人 渡辺真理子

解散公告(第三回)

当企業年金基金は、令和八年四月九日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十八日

大阪府大阪市中央区南船場二丁目二番八号

エア・ウオーター企業年金基金

清算人 堤 宏記

公益信託東北高等学校創立90周年記念奨学金第四十二期決算公告

一、事業概要

東北高等学校で学ぶ生徒に対する奨学金事業

奨学金

二、財産目録

資産合計

負債合計

正味信託財産

令和八年五月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託東北高等学校創立90周年記念奨学金基金

受託者 三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市六条通十五丁目左三号、最後の住所北海道旭川市川端町六条十丁目二番二四号ロピア西高前九〇四

被相続人 亡 妹尾 勲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

北海道旭川市六条通八丁目三七番地二二

68ビル四階 大審法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小関 亜耶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字中野二丁目一三番地四、最後の住所青森県弘前市大字大川字中桜川一八番地一〇サンタハウス弘前

被相続人 亡 成田 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

青森県弘前市大字下白銀町一五番地六〇

弁護士法人伊藤佐輔法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 佑輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区中町一丁目九七一番地、最後の住所秋田県北秋田市阿仁吉田字上ミ上野五五番地九

被相続人 亡 永野 泰恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

群馬県高崎市昭和町一三三番地一

相続財産清算人 弁護士 上原 光太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市竹ヶ花二二三番地一最後の住所茨城県取手市戸頭三丁目三四番九一五〇四号

被相続人 亡 宮本 光二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

秋田県大館市字部垂町三七一二 くまがい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 熊谷 克史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市竹ヶ花二二三番地一最後の住所茨城県取手市戸頭三丁目三四番九一五〇四号

被相続人 亡 宮本 光二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

茨城県取手市新取手一丁目四一六アーバンヴィレッジ新取手ビル二〇二 藤の花法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荒谷 淑恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市東四丁目乙二六四八番地、最後の住所茨城県取手市青柳三五四番地六

被相続人 亡 石原 弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

茨城県取手市新取手一丁目四番六号アーバンヴィレッジ新取手ビル二〇二 藤の花法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荒谷 淑恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人 亡 黒岩長太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

群馬県高崎市昭和町一三三番地一

相続財産清算人 弁護士 上原 光太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人 亡 黒岩長太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

群馬県高崎市昭和町一三三番地一

相続財産清算人 弁護士 上原 光太